

## ■ 参考資料

### ■立地適正化計画策定の経緯

開催日	会議等	主な内容
令和4年10月7日	策定委員会 (第1回)	立地適正化計画の策定について
令和4年10月18日	都市計画審議会 (第1回)	立地適正化計画の策定について
令和4年11月11日～ 令和4年11月25日	アンケート調査	今後のまちづくりに関するアンケート調査 町民2,500人に配布
令和5年1月10日	策定委員会 (第2回)	アンケート調査の結果、課題分析・課題抽出について
令和5年2月15日	都市計画審議会 (第2回)	立地適正化計画の策定状況について
令和5年2月25日	住民意見聴取会	地域のまちづくりの課題と提案 東部地域、中央地域、西部地域に分けて実施
令和5年3月23日	職員 ワークショップ	今後のまちづくりに向けたアイデア提案 (若手職員を対象に実施)
令和5年5月9日	策定委員会 (第3回)	立地適正化計画の基本的な方針について
令和5年8月10日	策定委員会 (第4回)	立地適正化計画の骨子について
令和5年11月8日	策定委員会 (第5回)	立地適正化計画の素案について
令和5年11月14日	都市計画審議会 (第3回)	立地適正化計画の素案について
令和5年12月4日～ 令和6年1月4日	パブリック コメント	立地適正化計画の素案について
令和6年2月3日	住民説明会	立地適正化計画の素案について
令和6年2月6日	策定委員会 (第6回)	立地適正化計画の案について
令和6年2月14日	都市計画審議会 (第4回)	立地適正化計画の案について

※この他、策定委員会前に「立地適正化計画策定ワーキング」(課長級)を実施、  
適宜、関係課へのヒアリングを実施

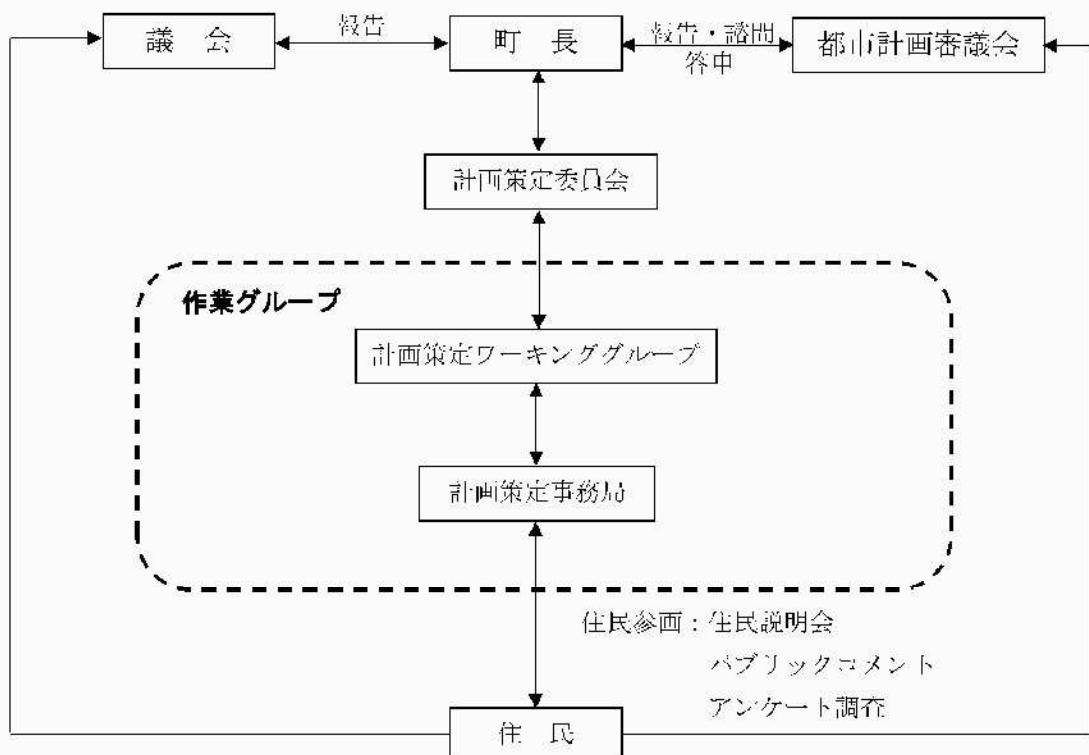
## ■立地適正化計画策定の体制

### 熊野町立地適正化計画策定体制について

#### 1 策定体制

計画策定委員会	学識経験者、交通、不動産、商工、関係団体の代表者、町議会、副町長・教育長 (主として課題・施策に対する意見、チェック機関)
計画策定ワーキンググループ	次長、課長で構成 (課題の抽出、施策形成の確認及び調整)
計画策定事務局	建設農林部都市整備課、総務部政策企画課 (全体調整、計画策定作業、素案の作成)

#### 2 体系図



## ■立地適正化計画策定委員会設置要綱

### 熊野町立地適正化計画策定委員会設置要綱

#### (目的)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項に規定する立地適正化計画の策定に關し必要な事項について意見を述べ、計画策定に參画する機関として熊野町立地適正化計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べ、計画策定時に參画するものとする。

(1) 熊野町立地適正化計画に関する重要な事項

(2) その他、町長が必要と認める事項

#### (組織構成)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる団体又は関係機関等の代表する者の内から町長が委嘱し、又は任命する。

3 前項に掲げる者のほか、町長が必要と認めるときは、委員会の運営上必要と認められる者を委員として加えることができる。

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、熊野町立地適正化計画の策定が完了する日までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 委員がやむを得ない事情で会議に出席できない場合は、当該委員から委任を受けた代理人が会議に出席できるものとする。

4 会議には、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、意見表明は説明を述べさせ、又は必要な資料等の提出を求めることができる。

#### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設農林部都市整備課において処理する。

#### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行し、第2条に規定する委員会の所掌事務が完了したときに、効力を失う。

別表（第3条関係）

区分	団体又は関係機関等
地方公共団体	熊野町
学識経験者	都市計画及び公共交通に精通した大学教授等
各種団体の関係者	広島電鉄 株式会社 熊野町商工会 熊野金融懇談会 広島県不動産鑑定士協会 熊野町自治会連合会 熊野町議会 広島県土木建築局 広島県西部建設事務所

## ■立地適正化計画策定委員会名簿

### 【委員名簿】

区分	分野	所属	氏名	備考
1	学識経験者	都市計画	広島大学大学院 先進理工系科学研究科 教授	たなか たかひろ 田中 貴宏
2		公共交通	呉工業高等専門学校 教授	かんだ ゆうすけ 神田 佑亮
3		総合計画	近畿大学工学部 元教授	たかい ひろゆき 高井 広行
4	各種団体の関係者	公共交通	広島電鉄 株式会社 交通政策本部 副本部長	やまね たつお 山根 辰夫
5		商工業	熊野町商工会 会長	みやた たけし 宮田 丈士
6		金融	熊野金融懇談会 幹事	おおせと かつみ 大後戸 勝己 (第2回委員会まで)
				広島県信用組合 熊野支店長
7		不動産	公益社団法人 広島県不動産鑑定士協会 会員	ねもと てつや 根本 哲哉
8		都市計画	広島県 土木建築局 都市計画課 課長	ひろなか のぶたか 廣中 伸孝
9		道路管理	広島県 西部建設事務所 所長	かんばら みさと 蒲原 幹生
10		自治会	自治会連合会 会長	くりはら きみこ 栗原 君子
11		議会	熊野町議会議員	こうもと かずなり 光本 一也
12	地方公共団体	熊野町	副町長	いわた しやうじ 岩田 秀次
13			教育長	ひらおか ひろし 平岡 弘資

### 【アドバイザー】

アドバイザー	国土交通省 中国地方整備局 建政部都市・住宅整備課 課長	やぶき まこと 矢吹 慶	
--------	---------------------------------	-----------------	--

### 【委員会補助】

オブザーバー	総務部長	にしむら たかお 西村 隆雄	
	健康福祉部長	ときみつ よしひろ 時光 良弘	
		さだなが ほるお 貞永 治夫 (第2回委員会まで)	
	住民生活部長	にしがわ しんいちろう 西川 伸一郎 (第3回委員会から)	
	建設農林部長	どうもり けんじ 堂森 憲治	
	教育部長	はやた まさよし 隼田 雅治	

## ■用語集

### ■あ行

#### アクションプラン

ある政策や企画を実施するための基本方針。  
また、行動計画。

#### インフラ

道路、鉄道、公園、上下水道、河川などの都市の骨格を形成する根幹的な都市施設。

#### ウォーカブル

「歩きやすい」「歩きたくなる」「歩くのが楽しい」といった語感をもつ造語。

### ■か行

#### 開発行為

主として、建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う、土地の区画・形質の変更をいう。都市計画区域内で所定の開発行為を行う場合は、開発許可が必要となる。

#### 家屋倒壊等氾濫想定区域

水位周知区间について、洪水時に家屋の流出・倒壊等のおそれがある範囲。

#### 幹線道路

道路網のうちでも主要な骨格をなし、都市に出入りする交通及び都市の住宅地、工業地等の相互間の交通を主として受けもつ道路。

#### 急傾斜地崩壊危険区域

がけ崩れにより相当数の居住者等に危害が生ずるおそれがある急傾斜地と、がけ崩れが助長・誘発されないようにするために、切土、盛土など一定の行為を制限する必要がある土地の区域。

#### 狭隘道路

幅員 4m 未満の道路

#### 近隣商業地域

都市計画法に基づく用途地域の一種。近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業や、その他の業務の利便を増進するため定める地域のこと。住宅や店舗のほか、小規模の工場も建てられる。

#### 建築行為

建築物(建築基準法第2条第1号に規定)を新築、増築、改築、又は移転すること。

#### 工業専用地域

都市計画法に基づく用途地域の一種。住宅を排除し、計画的に整備されたコンビナートや

工業団地等を想定した工業地域で、工業の促進を図るために指定された地域。

#### 高次都市機能

商業・業務、教育・文化、福祉・医療などの都市機能のうち、日常生活の圏域を越えた広範囲の人々を対象として、質の高いサービスを提供する機能のこと。

#### 交通結節点

バスのほか、電車やタクシー、自動車、自転車などさまざまな交通手段の接続が行われる乗り換え拠点。

#### 交通モード

交通手段のこと。

#### 公的不動産

国や地方公共団体が保有する不動産(Public Real Estate)。

#### 小売吸引率

当該地域の人口から想定される商業販売額(具体的には全国ベースの1人当たり商業販売額×当該地域の人口)と、実際の販売額との比率を算出したものであり、100%を上回っていれば、他地域の商圈から吸引しているとみなすものである。

#### コミュニティバス

交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、運行するもの。

#### コンパクトシティ

都市的土地区画の郊外への拡大を抑制すると同時に中心市街地の活性化が図られた、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市。

#### コンパクトシティ・プラス・ネットワーク

地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

### ■さ行

#### 災害危険区域

津波、高潮、土砂災害等による危険が著しく、特に安全上支障がないと認められる場合を除き、住居の用に供する建築が禁止された区域。

#### 災害時要配慮者

高齢者、障害のある方、妊娠婦、乳幼児・児童、日本語に不慣れな外国人など、災害発生時に

必要な情報を把握したり、一人で避難することが難しい人、避難生活などが困難な人のこと。

### 災害図上訓練

身近な文房具を使い、地図や見取り図に参加者自身が書き込みをすることで、自分の地域や住まい・職場に潜む災害の危険性を「見える化」し、こうならないためにはどうすればよいかをみんなで考える、頭の防災訓練。

### GIS

地理情報システム (GIS : Geographic Information System) は、地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。

### シームレス化

「継ぎ目のない」の意味。公共交通分野におけるシームレス化とは、乗継ぎ等の交通機関間の「継ぎ目」や交通ターミナル内の歩行や乗降に際しての「継ぎ目」をハード・ソフト両面にわたって解消することにより、出発地から目的地までの移動を全体として円滑かつ利便性の高いものとすること。具体的には、バリアフリー対策、同一ホームによる乗り換え、相互直通運転化、接続ダイヤの設定、乗継運賃割引の拡大、共通乗車船券の設定等。

### 市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

### 市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

### 地すべり防止区域

地すべりによる被害を防止したり、軽減したりするため、「地すべりを誘発助長するような行為を制限する必要がある土地」や「地すべり防止工事を行う必要がある土地」に指定される区域。

### 指定緊急避難場所

災害の危険から緊急的に逃れるために指定する施設または場所。

### 指定避難所

避難者が避難生活等を行うために指定する施設。

### 住民基本台帳

氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもので、住民の方々に関する事務処理の基礎となるもの。

### 小規模多機能型居宅介護事業所

利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組合せ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行う施設。

### 商業地域

都市計画法に基づく用途地域の一種。主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域のこと。銀行、映画館、飲食店、百貨店等の商業施設のほか、住宅や小規模の工場も建てられる。

### 少子高齢化

ある地域において、出生率の低下（少子化）と平均寿命の増大（高齢化）が同時に進行することにより、若年者の数と人口に占める比率とともに低下し、高齢者の数と人口に占める割合がともに上昇していくこと。

### 人口密度

単位面積あたりの人口。都市化、土地利用の度合いなどの目安となる。

### 浸水深

洪水や内水氾濫によって、市街地や家屋、田畠が水で覆われることを浸水といい、その深さ（浸水域の地面から水面までの高さ）を「浸水深」という。一般の家屋では、浸水深が 50cm 未満の場合は床下浸水、50cm 以上になると床上浸水する恐れがあると言われている。

### 浸水想定区域

河川の氾濫や津波、ゲリラ豪雨などにより、住宅などが水につかる浸水が想定される区域。

### 浸水被害防止区域

都道府県知事が「流域水害対策計画」に基づき、洪水や雨水出水（内水氾濫）で建築物が損壊・浸水するなど著しい被害が発生する恐れがある場所に指定される区域。

### スマートシティ

ICT 等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）の高度化により、

都市や地域の抱える諸課題の解決を行い、また新たな価値を創出し続ける、持続可能な都市や地域であり、Society 5.0 の先行的な実現の場と定義されている。

## ■た行

### 大規模盛土造成地

宅地造成等規制法において、「一定規模以上の形状で、計算によって危険と確認できる造成宅地」と、「既に危険な事象が生じている造成宅地」と定められているもののうち、「一定規模以上の形状」の造成宅地を「大規模盛土造成地」と呼ぶ。大規模盛土造成地には、「谷埋め型」と「腹付け型」の2つの方がある。

### 地区計画

都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、建築物の建築形態、公共施設の配置などから見て、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい様を備えた良好な環境の街区を整備し、保全するため定められる計画。

### 津波災害警戒区域

最大クラスの津波が発生した場合に、住民の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域。

### 津波災害特別警戒区域

津波浸水想定を踏まえ都道府県知事が警戒避難体制を特に整備すべき区域。

### 低未利用地

長期間にわたり利用されていない未利用地や、周辺地域の土地利用状況に比べて利用の程度が低い用地のこと。

### 特別用途地区

用途地域内において指定する地域地区の一種で、地域的な特別の目的からする土地利用の増進、環境の保護などを図るために定める地区。

### 都市機能

都市の生活を支える機能（医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業等）。  
教育・文化機能、レクリエーション機能、交通機能、情報・通信機能などがあげられる。

### 都市基盤

都市における活動を支える最も基本となる施設のこと。道路・鉄道等の交通施設、上・下水道、電気、ガス等のエネルギー関連施設などが該当する。

## 都市経営

自治体行政を単なる地方行政としてではなく、地域行政、地域経営ととらえようとする考え方。

## 都市計画区域

都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。「市街化区域」と「市街化調整区域」「非線引き区域」に分けられる。

## 都市再生特別措置法

急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上等を目的に平成14年に制定された法律。その後、平成26年の改正により、立地適正化計画の策定が可能となっている。

## 土砂災害警戒区域

土砂災害のおそれがある土砂災害防止法に基づき指定された区域。

## 土砂災害特別警戒区域

土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域。

## ■な行

### 農用地区域

農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地。

## ■は行

### ハード・ソフト

災害に関するハード対策は、構造物により洪水、高潮、津波等による外力（ハザード）を制御し、災害を防止・軽減するもの。ソフト対策は、ハザードマップの作成や避難体制の整備、土地利用規制等により、洪水や高潮等によるハザードが発生しても人的な被害の発生を防止したり、物理的な被害を軽減するもの。

### ハザードエリア

災害ハザードエリア。被災の恐れが大きい区域

### ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経

路等の防災関係施設の位置等を表示した地図のこと。

### バリアフリー

高齢者や障がい者等の行動・生活上の障壁を取り除いた環境。例えば、段差の解消、スロープや手摺りの設置、車いす用トイレ、音声案内など。

### 避難場所

避難者が避難生活等を行うために指定する施設。

### 保安林

水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。

## ■や行

### UIJ ターン

大都市圏の居住者が地方に移住する形態の総称。Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地域へ移住する形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態を指す。

### 床上浸水

戸建て家屋の浸水被害において、宅地～50cm超の浸水を床上浸水としている。

## ■ら行

### ラブリバー制度

堤防の草刈り等のボランティア活動等を行つていただいている方々に対して、河川敷を整備のうえ植栽や花壇としての利用に解放するなど、地域住民に方々からなる河川愛護団体と、地元市町村、そして河川管理者である国土交通省や都道府県の三者がそれぞれの役割を分担・連携して、住民とともに河川の良好な維持と潤いのある水辺空間の形成を図るための制度。

### ランドバンク

空き地や空き家の管理・流通・再生を担う組織。

### 流通業務地区

物資の輸送・保管など流通活動の合理化と都市交通の緩和をはかるため、トラックターミナル、卸売業、倉庫などの流通業務施設を中心に形成される区域

### ■分析の目的

熊野町立地適正化計画の策定に伴い、広域的な視点に基づき、熊野町民及び熊野町来訪者の日常的な移動パターン（平日・休日）を把握する。これにより、各都市拠点施設への移動と生活利便性の観点等から町のポテンシャルと課題の抽出を行い、公共交通ネットワークの在り方や都市構造について、検討を行うことを目的とする。

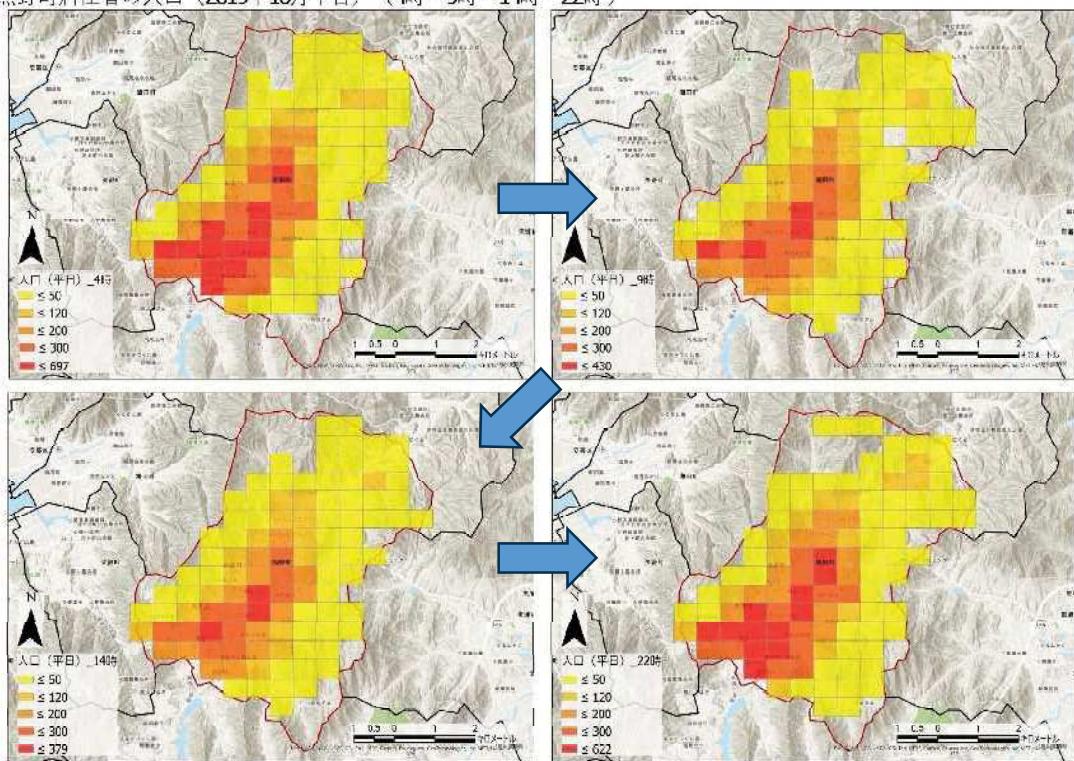
### ■分析概要

市販されている複数のスマートフォンのアプリから収集した位置情報等データである「ポイント型流動人口データ」の令和元年（2019）、令和4（2022）年10月分、約1,350万のポイントデータを用いて「熊野町民の日常移動」、「熊野町来訪者の移動」を分析し、可視化を行った。

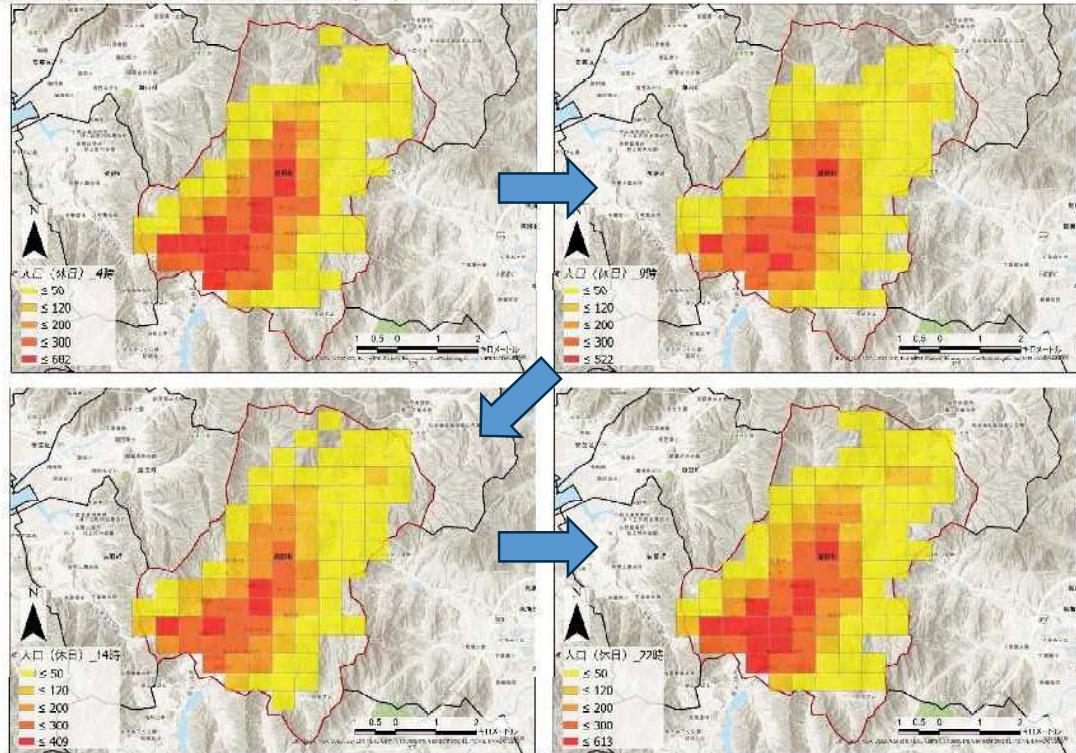
### ■分析主体

広島大学 都市・建築計画学研究室

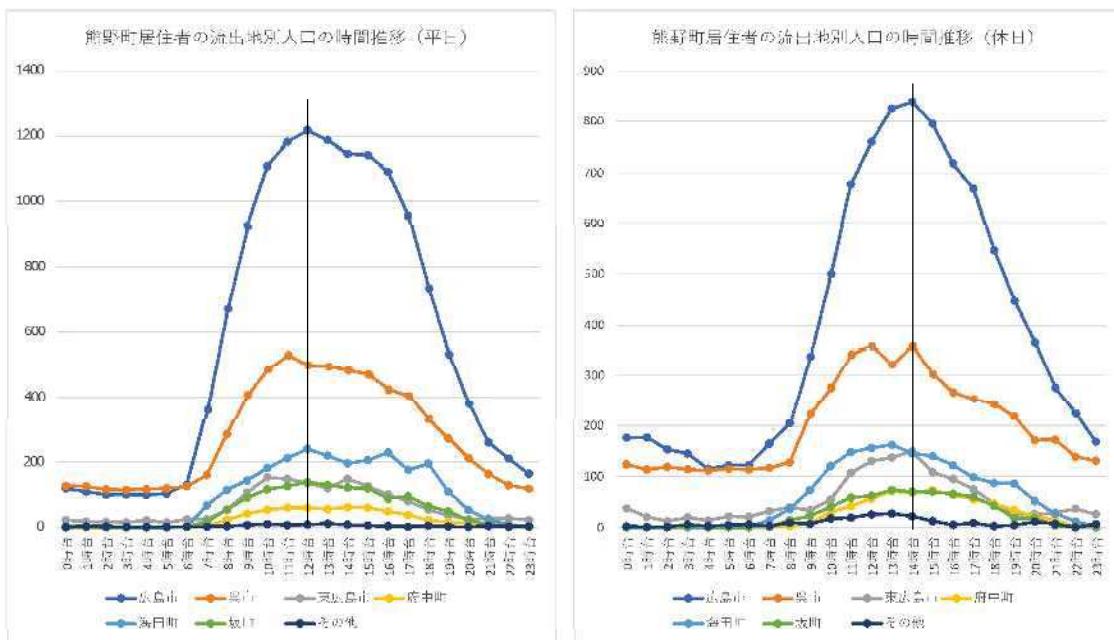
熊野町居住者の人口（2019年10月 平日）（4時・9時・14時・22時）



熊野町居住者の人口（2019年10月休日）（4時・9時・14時・22時）

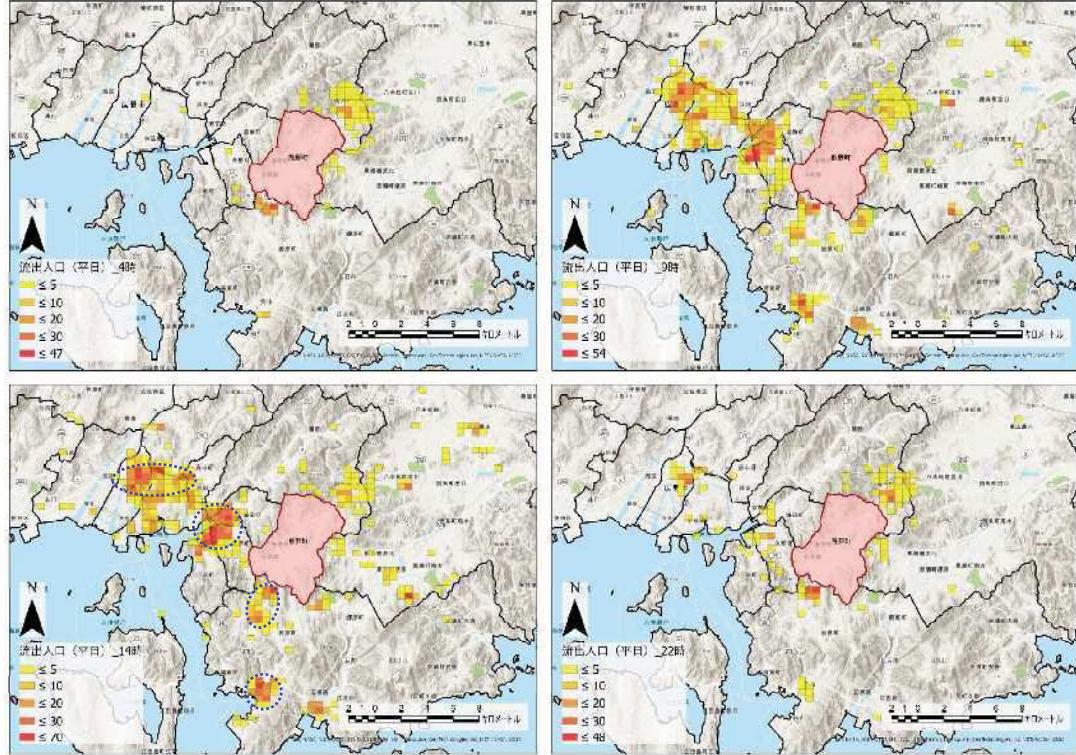


熊野町居住者の流出人口（2019年10月）

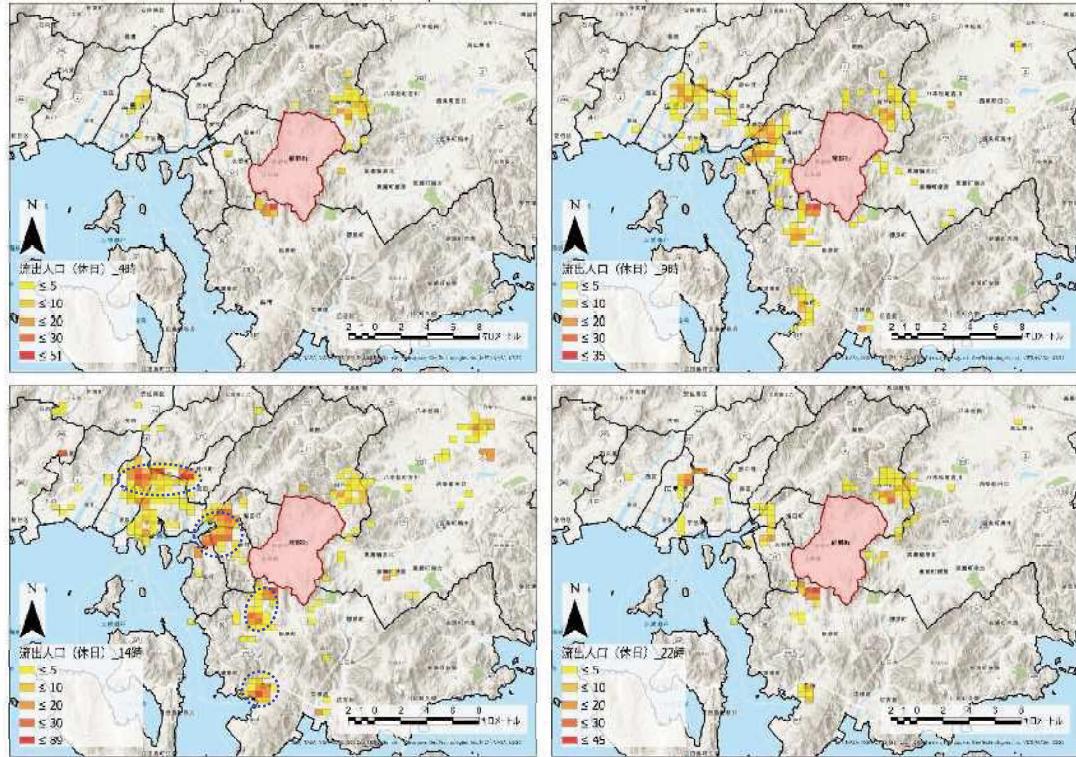


- 熊野町から近隣各都市への流出人口は、平日・休日とも広島市（主に安芸区、中区）が特に多く、次いで呉市（主に中心部、焼山）、海田町、東広島市の順で多い。
- いずれの都市へも、休日より平日の流出の方が多い。
- 流出のピークは、平日が11～12時台、休日が13～14時台である。

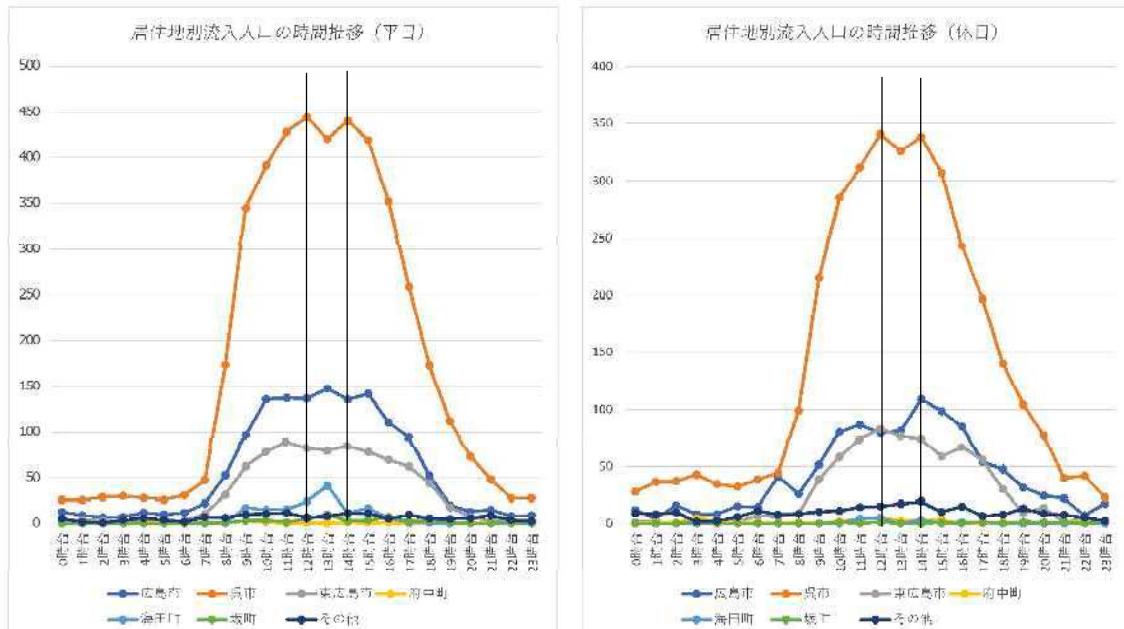
熊野町居住者の流出人口（2019年10月平日）（4時・9時・14時・22時）



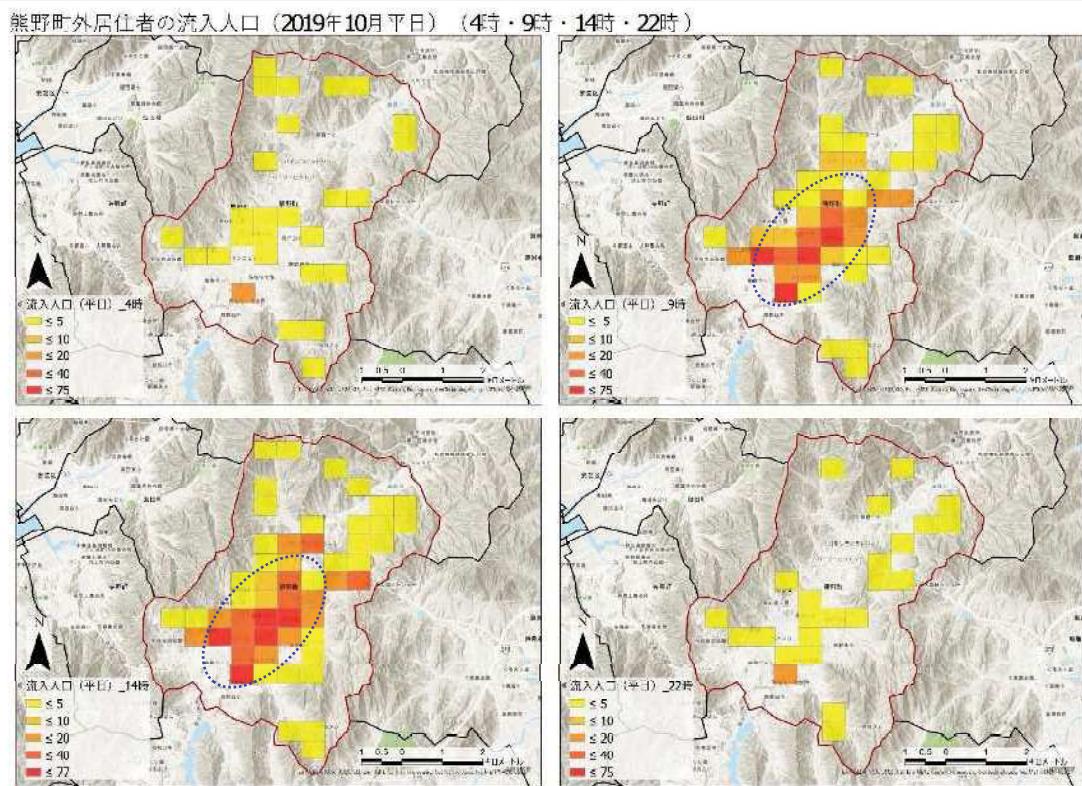
熊野町居住者の流出人口（2019年10月休日）（4時・9時・14時・22時）



### 熊野町外居住者の流入人口

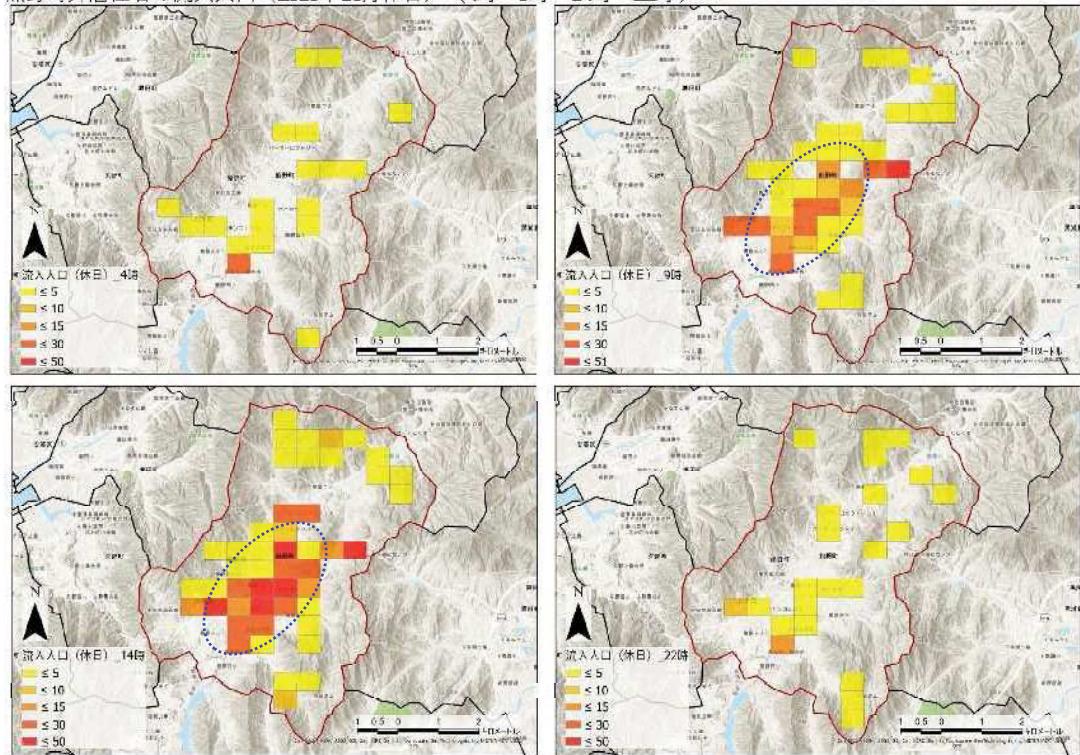


- 近隣各都市から熊野町への流入人口は、平日・休日とも呉市が特に多く、次いで広島市、東広島市の順で多い。いずれの都市からも、休日より平日の流出の方がやや多い。
- 流入のピークは、平日・休日とも 12~14 時台である。

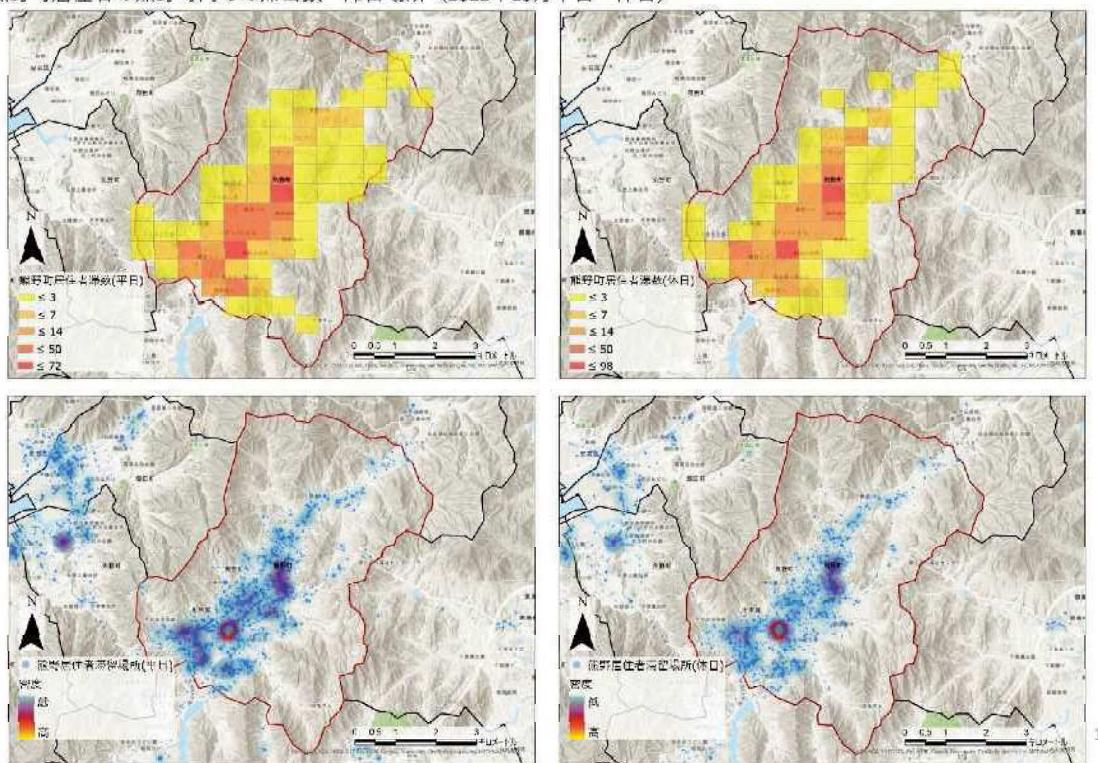


- 流入場所は、平日・休日とも中央地域が多く、西部地域は少ない。
- 休日は、熊野スポーツセンターやトモ・ビオパーク周辺の流入が平日に比してやや多くなっている。※筆の里工房周辺は平日・休日で大きな違いは見られない。

熊野町外居住者の流入人口（2019年10月休日）（4時・9時・14時・22時）

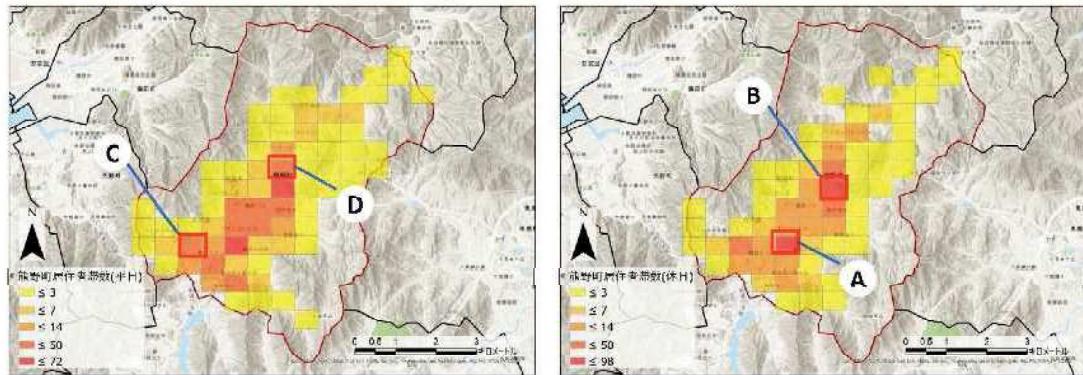


熊野町居住者の熊野町内での滞留数・滞留場所（2022年10月平日・休日）



- 熊野町居住者の滞留場所は、人口分布と比べると住宅団地が多い西部地区がやや少なく、商業施設が集積する県道沿いが多くなっている。

熊野町居住者の熊野町内での滞留数・滞留場所（2022年10月平日・休日）



滞留が多いエリア

順位	平日	休日
1	ハローズ周辺	ハローズ周辺
2	コスモス・藤三周辺	コスモス・藤三周辺
3	業務スーパー・バスセンター周辺	業務スーパー・バスセンター周辺
4	ウォンツ・藤三周辺	ウォンツ・藤三周辺

A. ハローズ周辺（休日）



B. コスモス・藤三周辺（休日）



C. バスセンター周辺（平日）

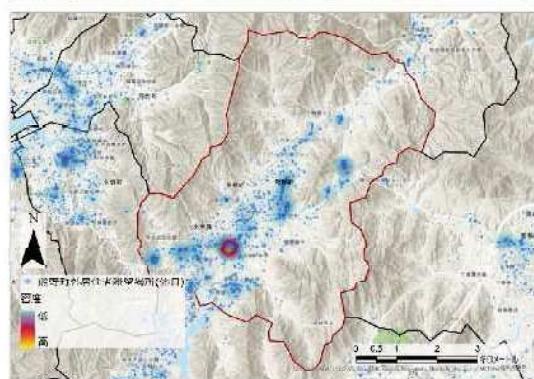
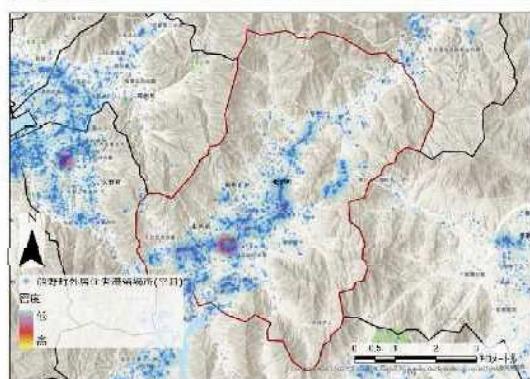
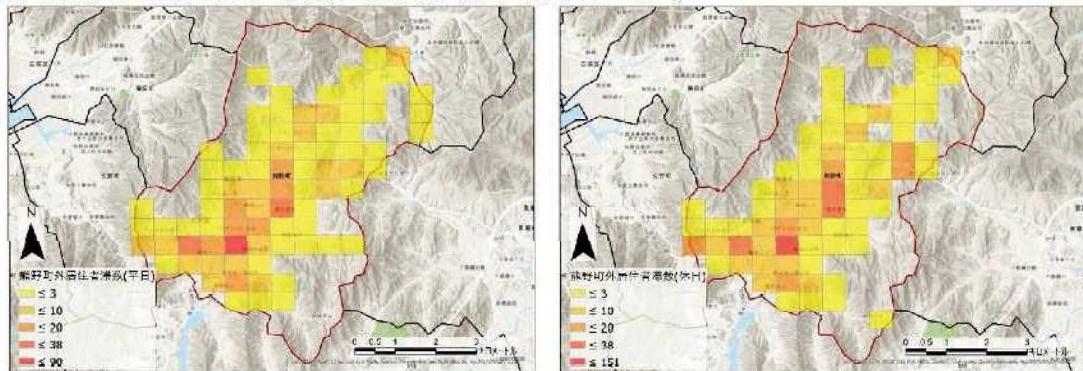


D. ウォンツ・藤三周辺（平日）



2

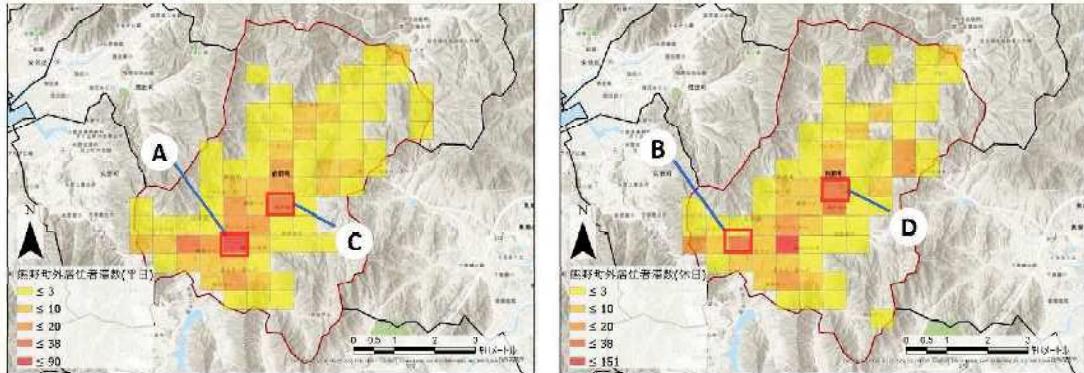
熊野町外居住者の熊野町内での滞留数・滞留場所（2022年10月平日・休日）



3

- 熊野町外居住者の滞留場所も、熊野町居住者と概ね同様であるが、トモ・ビオパーク周辺がやや多くなっている。

熊野町外居住者の熊野町内での滞留数・滞留場所（2022年10月平日・休日）



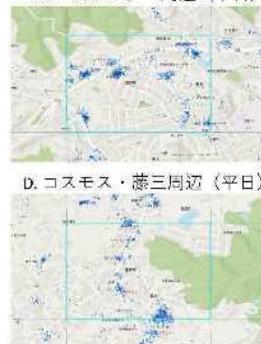
滞留が多いエリア

順位	平日	休日
1	ハローズ周辺	ハローズ周辺
2	業務スーパー・バスセンター周辺	業務スーパー・バスセンター周辺
3	フジ周辺	コスモス・藤三周辺
4	コスモス・藤三周辺	フジ周辺

A. ハローズ周辺(平日)



B. バスセンター周辺(平日)



C. フジ周辺(平日)

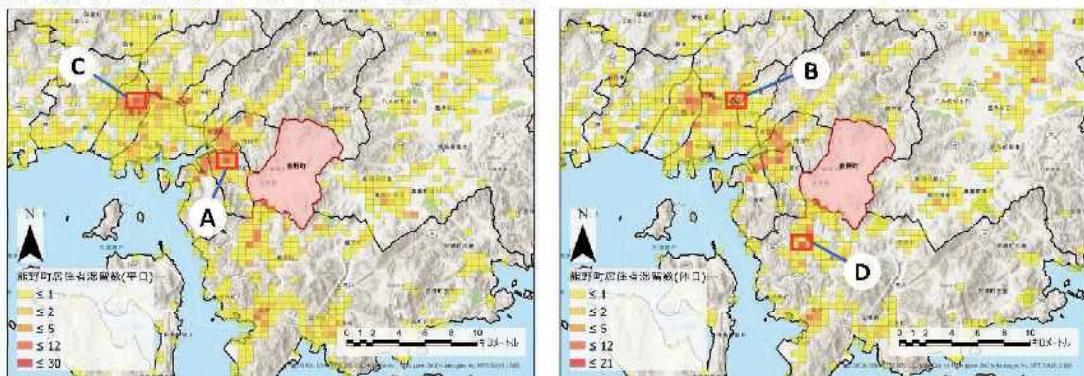


D. コスモス・藤三周辺(平日)



4

熊野町居住者の熊野町外での滞留（2022年10月平日・休日）



滞留が多いエリア

順位	平日	休日
1	矢野駅周辺	矢野駅周辺
2	広島駅周辺	イオン広島府中周辺
3	本通り・紙屋町周辺	本通り・紙屋町周辺
4	八丁堀周辺	焼山エブリイ周辺

A. 矢野駅周辺(平日)



B. イオン広島府中周辺(休日)



C. 本通り・紙屋町周辺(平日)



D. 焼山エブリイ周辺(休日)



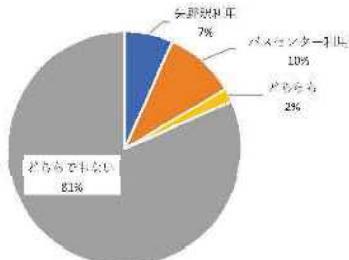
5

- 熊野町居住者の町外での滞留場所は、平日・休日とも最寄りの鉄道駅である矢野駅周辺が多く、次いで、平日は広島駅周辺や本通り・紙屋町周辺、休日はイオン広島府中周辺や焼山のスーパー等が多い。

### 熊野町居住者のイオンモール広島府中、本通り周辺までの移動手段の分析

→道中で矢野駅・バスセンターを利用しているか?

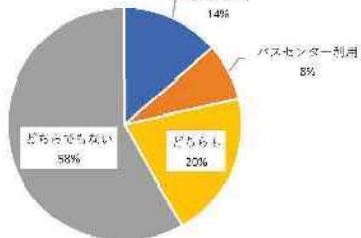
イオンモール広島府中滞留者の駅・バスセンター利用割合  
(1か月)



イオンモール広島府中滞留者の移動経路(2022年10月30日)



紙屋町・本通り周辺滞留者の駅・バスセンター利用割合  
(1か月)



紙屋町・本通り周辺滞留者の移動経路(2022年10月12日)



- ・熊野町居住者の主要滞留場所への移動手段は、イオン広島府中周辺の滞留者では矢野駅よりバスセンター経由が多く、本通り・紙屋町周辺の滞留者ではバスセンターより矢野駅経由が多い。
- ・また、本通り・紙屋町周辺の滞留者は、バスセンターと矢野駅のどちらも利用する人も多く、約4割の人が公共交通を利用していることがうかがわれる。

### 【これまでの内容の整理】

- ・熊野町居住者は広島市、呉市、海田町、東広島市の順に流出が多く、近隣各都市から熊野町への流入は呉市、広島市、東広島市の順に流入が多い状況であることから、近隣各都市との結びつきが強いことがわかる。
- ・熊野町居住者は公共交通で一定の割合が近隣各都市にアクセスしていることもあり、公共交通ネットワークが形成されていると考えられる。
- ・全体数としては流出の方が多い状況であり、通勤や通学、一部の都市機能を近隣各都市と共有していると考えられる。
- ・一方で中央地域の商業施設が集積する県道沿いに平日や休日において熊野町外、町内居住者の滞留が多いことから、広域的な拠点になっていると考えられる。